



Global Tax Update

ドイツ

税理士法人トーマツ

2015年7月

日独新租税協定に関する実質合意

2015年7月16日に、日独新租税協定が実質合意に至ったことが公表された。日独租税協定「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」は、1966年に署名(1979年および1983年に一部改正)されているが、長い間改正がなされず、ドイツにおける日系企業、また、日本におけるドイツ企業にとって改正が待ち望まれていたものである。新協定は、現行協定の内容を全面的に改めるものであり、両国間の投資・経済交流の一層の促進が期待される。新協定の主な内容は以下のとおりである。

なお、残念ながら、合意内容の詳細は公表されなかったため、今後の公表に十分留意する必要がある。

(1) 投資所得の源泉税率(制限税率)

両国間の投資交流を促進するために、投資所得(配当、利子および使用料)に対する源泉徴収税の軽減が合意された。現行の取扱いと、改正後の取扱いは次のとおりである。

1. 配当

	区分	源泉税率(制限税率)
現行	ドイツから日本への支払	15%
	日本からドイツへの支払	10%(持株割合25%以上)、15%(その他の場合)
改正後		軽減

2. 利子

	区分	源泉税率(制限税率)
現行	ドイツから日本への支払	ドイツ国内法により原則として源泉徴収なし
	日本からドイツへの支払	原則として10%
改正後		軽減

3. 使用料

	区分	源泉税率(制限税率)
現行	ドイツから日本への支払	10%
	日本からドイツへの支払	10%
改正後		軽減

前述のとおり、実質合意に関する公式のアナウンスでは、配当、利子および使用料に対する源泉徴収税が軽減されることのみ触れられており、どれだけ軽減するかは触れられていない。しかしながら、最近改定された日本と主要国の租税条約においては、配当（親子会社間）、利子および使用料とも、免税となるケースが増加していることから、新協定においても免税となることが予想される。

なお、ドイツから日本への配当の支払に対する源泉税率は、現行 15%となっている。日本の税制上、25%以上 6 カ月以上保有の株式に係る配当で外国子会社配当益金不算入制度の規定が適用される場合には、現行ドイツにおいて源泉徴収されている 15%分については、外国税額控除の対象とはならず、また、課税所得の計算上、損金に算入されないの完全コストとなることから、ドイツにおける日系企業においては、日本本社に対する配当を見合わせている会社があった。

また、日系企業が欧州に統括会社を設置する場合、UK、オランダおよびドイツが候補国になる場合が多い。欧州統括会社を設置する場合には、租税条約により親会社に対する源泉税が既に免税となっている UK、オランダに比べると、配当の源泉税率が 15%のドイツは敬遠される傾向にあった。

しかしながら、新協定の施行により、配当の源泉税負担が低減されるのであれば、日本への配当の還流および欧州内の組織再編の動きが活発になることが予想される。

なお、新協定の適用を受けるためには、配当等の支払のタイミングに留意する必要がある。

(2) 事業利得に関する条項の改定

OECD 承認アプローチ (Authorized OECD Approach (AOA)) に基づき、恒久的施設 (Permanent Establishment (PE)) に帰属させる事業利得の取扱いが見直されることになった。

(3) 仲裁手続の導入

新協定では、税務当局間では解決できなかった事項について、納税者は仲裁への付託を要請できることになった。今までも、移転価格の税務調査等により、一方の国で更正等を受けた場合には、二重課税を解消するために、納税者は相互協議を要請することができた。ただし、相互協議は、必ずしも合意に至る必要がないことから、二重課税が残される可能性があった。新協定で仲裁規定が導入されることにより、原則として、仲裁の決定に基づき相互協議の合意が行われることから、二重課税のリスクが低下することになった。

(4) 徴収共助に関する条項の導入

徴収共助に関する条項の導入により、租税債権の徴収につき、日独両国の税務当局間の協力関係が拡大されることになった。

(5) 適用時期

新協定は、両国政府内における必要な手続を経た上で署名が行われ、条約の内容が確定し、その後、国会の承認等の承認手続を経た上で、発効することになる。新協定の発効に至る手続が必要となり、流動的な部分はあるが、過去の他の租税条約改定の適用状況を考慮すると、源泉徴収される租税に関しては、2017 年 1 月以後に新協定が適用されることが予想される。適用時期に関しては、今後細則が定められるので、その内容に留意する必要がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group
Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474 skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ
東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。